

糸島市医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために実施する糸島市医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

(1) 糸島市内に住所を有すること。

(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者（以下「保護者等」という。）による介護を受けて生活していること。

(4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

(5) 訪問看護（健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っているとして糸島市長が認めた者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、医療的ケア児の家族（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金額は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(利用の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、利用しようとする指定訪問看護ステーション（以下「利用訪問看護ステーション」という。）を経由して、糸島市

長に医療的ケア児在宅レスパイト事業利用申請書（別記第1号様式、以下「事業利用申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 糸島市長は、前項の規定による申請があったときは、助成事業の利用の可否を決定後、利用訪問看護ステーションを経由して助成対象者に対し、医療的ケア児在宅レスパイト事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式、以下「通知書」という。）を交付するものとする。
- 3 糸島市長は、医療的ケア児が、利用訪問看護ステーションから第4条の助成金の交付対象となる看護（以下「助成対象訪問看護」という。）を受けたときは、助成対象者が当該利用訪問看護ステーションに支払うべき助成対象訪問看護に要した費用について、別表で定める助成金額を限度として、助成対象者に代わり、当該利用訪問看護ステーションに支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

（助成金の交付申請及び実績報告）

- 第6条 利用訪問看護ステーションは、第5条の助成対象訪問看護を実施した月毎に、利用者台帳（別紙1）により管理を行うこととし、医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第3号様式）により助成金の交付を申請するとともに、関係書類を添えて、利用実績を糸島市長に報告するものとする。
- 2 助成金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、糸島市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（決定の通知）

- 第7条 糸島市長は、前条による助成金の交付申請があったときは、交付する助成金の額を決定し、医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により利用訪問看護ステーションに通知するものとする。

（助成金の交付）

- 第8条 前条により助成金の決定の通知を受けた利用訪問看護ステーションは、医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付請求書（別記第5号様式）により助成金の請求をするものとする。
- 2 糸島市長は前項の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成金額
指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 助成額=A×7,500円（1時間当たり単価） 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A 指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う一日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数（1時間未満切り捨て） ただし補助対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限とする。